

第 16 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成 2 8 年 6 月 2 1 日（火） 1 0 : 0 0 ~

ところ 新得町役場 3 階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 報告事項

報告第 1 号 経過報告 2

報告第 2 号 平成 2 7 年度新得町地域公共交通活性化協議会
会計決算及び監査報告について 3

報告第 3 号 平成 2 7 年 1 0 月～平成 2 8 年 5 月のコミュニ
ティバス利用状況 4

5 議 題

議案第 1 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について 5

6 そ の 他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	瓜 生 和 幸	新
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	小 寺 一 徳	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	小 野 寺 康 弘	新
7		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	
8	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
9		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
10		新得町観光協会	会長	清 水 輝 男	
11		新得町PTA連合会	会長	廣 瀬 量 平	新
12		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	赤 木 英 俊	
13		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
14		新得市街地区連合町内会	会長	青 柳 茂 行	
15		屈足連合町内会	理事	片 桐 浅 夫	
16		すこやかクラブ	会長	北 敏 夫	
17		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
18		株式会社福原 新得店	店長	原 田 康 司	
19		株式会社福原 屈足店	店長代理	佐々木 真記子	新
20		新得クリニック	事務課長	福 木 琢 也	
21		新得診療所	院長	佐 藤 夏 子	
22		サヒロクリニック	事務長	若 林 尚	
23	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	頼 本 英 一	
24	警察	新得警察署	交通課長	伊 達 辰 幸	
25	北海道	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	山 田 恭 一	
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	東 川 恭 一	
			主任	角 谷 俊 明	
			主事	飯 田 美 穂	

経 過 報 告 （第15回協議会以降）

平成27年度

5月 屈足地区早朝便の運行計画変更申請

① JR新得駅 6:28 発 - JR帯広駅 7:29 着に接続可能な屈足地区早朝便の運行
※7月1日から運行開始（土・日・祝日及び学校休校日は運休）

② 学校休校日の屈足地区早朝便の運行

※夏季・冬季休校中の講習、部活動に参加する高校生が利用する日に限り運行
7/25（月）～7/29（金）、8/1（月）～8/5（金）、
8/8（月）～8/10（水）、8/12（金）
12/22（木）～12/23（金）、12/26（月）～12/28（水）、
1/4（水）～1/6（金）、1/10（火）～1/13（金）、1/16（月）

	バス停留所	①	②
1	幸町4丁目	6:05	6:55
2	ムラカミ石油前	6:05	6:55
3	もみやま電気商会前	6:05	6:55
4	幸町2丁目	6:06	6:56
5	フクハラ屈足店前	6:07	6:57
6	柏町1丁目	6:07	6:57
7	あいの郷ふれあい前	6:07	6:57
8	総合会館前	6:08	6:58
9	屈足22号	6:09	6:59
10	立教寺前	6:10	7:00
11	屈足中学校	6:10	7:00
12	佐幌6号	6:13	7:03
13	かえで団地	6:15	7:05
14	新得坂	6:16	7:06
15	JR新得駅前	6:20	7:10

報告第 2 号

平成 27 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算報告について

平成 27 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算について、下記のとおり報告する。

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	798	798	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	
合計			798	798	

【 歳 出 】

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	
	2 事務費	1 事務費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	798	0	
合計			798	0	

※残額 798 円については、次年度へ繰り越すこととする。

平成 27 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計について、平成 28 年 6 月 13 日に、収支伝票、預金通帳等を監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

平成 28 年 6 月 21 日 監事 中井 由利子



監事 廣瀬 量平



報告第3号

平成27年10月～平成28年5月のコミュニティバス利用状況

1. 1日あたりの乗車数

(1) 総計（新得市街地＋屈足地区）　＜別紙1＞

平成27年10月から平成28年5月にかけて、前年度同月と比較すると概ね利用者は増加している。現在、目標の20.6人/日（10月～11月、4月～5月）及び、26.9人/日（12月～3月）以上の乗車数を維持している。

(2) 新得市街地　＜別紙2＞

特に西地区から、東地区へ、日常の食料や日用品の買い物目的に利用する方が多く、午前中の2便を行き、3便を帰りに利用する方が多くいる。3月からは雪解けが進み、乗車数が落ちている。

(3) 屈足地区　＜別紙3＞

特に通院目的、会合やクラブ等で利用される方が多く、路線バスと相互利用している方が多くみられる。今後、夏にかけて子どもたちの利用が更に増えると予想される。

2. 利用の多いバス停

新得駅、フクハラ新得店、相馬商店、グループホームさくら、サホロクリニック、つつじヶ丘公園、若草会館前、さくら中央、西和北、新得クリニック、エーコープ前、温水プール、公民館前、新得郵便局、親和、柏町1丁目、あいの郷ふれあい、屈足常盤、永福寺前、親友北、屈足22号、屈合総合会館前、親友2、立教寺前、ムラカミ石油、幸町4丁目など

3. 屈足早朝便の利用状況

屈足から帯広方面の高校へ通うために利用する学生及び、帯広方面への通院目的等により、最大で10名が利用している。

平成 2 9 年度

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 2 8 年 6 月

新得町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新得町は、ＪＲ石勝線、根室線を走る列車が交差する新得駅があり、鉄道交通は、帯広方面、札幌方面へ重要な交通手段となっています。また路線バスは、新得市街地から屈足市街地、他町の清水町、鹿追町、音更町、帯広市へ運行しており、幹線の交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられていましたが、幹線へつなげるフィーダー交通がないため、住宅地と幹線交通の駅や停留所に距離があり、公共交通が利用しにくい状況となっていました。

この状況を踏まえ、平成 24 年度には、10 月、2 月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの方に利用され、住民の移動手段として、公共交通の必要性が十分確認されました。平成 25 年 10 月からコミュニティバスそばくるが運行開始し、有料に関わらず、多くの方に利用いただいております。住民の移動手段としての公共交通の必要性が十分に確認されています。ＪＲや既存路線バスの幹線交通との接続を充実させたフィーダー交通（コミュニティバス）の確保維持は不可欠となっています。

住民が将来にわたって住み続けたいと思われる町を実現するため、また、今後のさらなる高齢化に向けた対策としても、コミュニティバスそばくるは、重要な役割を担っています。

平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月までのコミュニティバスの実績を基に、過去データの 5%増の目標を設定しましたが、平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月までのコミュニティバスの実績を基に、4 月～11 月の積雪がない期間については、現状データの 5%増の目標を設定し、コミュニティバスの利用促進策等により目標の達成を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

○コミュニティバスの利用者数

4 月～11 月（積雪のない期間）

新得市街地 12.8 人/日（現状）→13.4 人/日（目標）

屈足地区 7.8 人/日（現状）→8.2 人/日（目標）

合計 21.6 人/日（目標）

12 月～3 月（積雪のある期間）

新得市街地 18.4 人/日（現状）→18.4 人/日（目標）

屈足地区 8.5 人/日（現状）→8.5 人/日（目標）

合計 26.9 人/日（目標）

(2) 効果

○自家用車を持たない、または利用できない高齢者等の交通弱者の通院や買物等を目的とする生活交通が確保され、外出機会の促進が図られる。

○幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通の利用拡大を図り、安全で安心して暮らせる交通環境を確保する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙「表 1」参照

4. 地域公共交通確保維持に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別紙「表 2」参照

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

北海道拓殖バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

運転手により利用者数を記録し、事業者が集計し、協議会へ報告。

7. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。

8. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別紙「表 5」及び「交通不便地域の区分地図」参照

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため記載なし。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため記載なし。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため記載なし。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当しないため、記載なし。

14. 協議会の開催状況と主な議論

（1）平成28年1月18日（月）

第15回新得町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・ 地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の事業評価について

（2）平成28年6月21日（火）

第16回新得町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・ 地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の申請について

15. 利用者等の意見の反映の状況

- ・ 平成24年10月全町民へ公共交通に関するアンケート実施
- ・ 平成24年10月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 平成25年2月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 平成26年11月コミバス運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 利用者代表である当協議会の委員からの意見を反映

16. 協議会メンバーの構成

別紙「新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿」参照

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
新得町	北海道拓殖バス株式会 社	(1)新得市街地線	2,192.0 千円	5,014 千円		乗合バス型	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
		(2)屈足地区線	2,822.0 千円			乗合バス型	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
合 計				5,014 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,497 千円		国庫補助 上限額 (千円)	3,497 千円		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名		北海道拓殖バス株式会社				平成29年度	
------	--	-------------	--	--	--	--------	--

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送									
	営業収益	266,566	千円	営業外収益	2,983	千円	経常収益(イ)	269,549	千円	
	営業費用	413,323	千円	営業外費用	1,060	千円	経常費用(ロ)	414,383	千円	
	営業損益	△ 146,757	千円	営業外損益	1,923	千円	経常損益	△ 144,834	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)			1,563,461.8			km	経常収支率		65.04	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送									
	営業収益	273,955	千円	営業外収益	3,221	千円	経常収益(イ')	277,176	千円	
	営業費用	409,737	千円	営業外費用	1,579	千円	経常費用(ロ')	411,316	千円	
	営業損益	△ 135,782	千円	営業外損益	1,642	千円	経常損益	△ 134,140	千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')			1,557,070.7			km	経常収支率		67.38	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送									
	営業収益	396,339	千円	営業外収益	4,945	千円	経常収益(イ'')	401,284	千円	
	営業費用	471,782	千円	営業外費用	1,957	千円	経常費用(ロ'')	473,739	千円	
	営業損益	△ 75,443	千円	営業外損益	2,988	千円	経常損益	△ 72,455	千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')			1,986,320.4			km	経常収支率		84.70	%

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北北海道	238 円 .50 銭	264 円 .16 銭	265 円 .04 銭	5.54 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	279 円 .92 銭	301 円 .77 銭	279 円 .92 銭	172 円 .40 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入 入れ部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニル	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ				
北北海道	1	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	295 日	1,475.0 回	往 11.6km (平均) 復 11.6km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	100.000 %	17,110.0km
北北海道	2	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	295 日	885.0 回	往 24.2km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.000 %	21,417.0km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		38,527.0km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	1	4,789,431円	23円.66銭	404,823円	4,384,608円	4,384,608円	4,384 千円	2,192.0 千円		
北北海道	2	5,995,046円	16円.39銭	351,025円	5,644,021円	5,644,021円	5,644 千円	2,822.0 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合 計		10,784,477円		755,848円	10,028,629円	10,028,629円	10,028 千円	5,014 千円	3,497 千円	3,497 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラー=カ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムー=ラーウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北海道	1	4,384,608円										
北海道	2	5,644,021円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		10,028,629円	6,531,629円	円	%	6,531,629円	100.0%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名		北海道拓殖バス株式会社				平成30年度						
1. 申請事業者の概要												
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送											
	営業収益	266,566 千円	営業外収益	2,983 千円	経常収益(イ)	269,549 千円						
	営業費用	413,323 千円	営業外費用	1,060 千円	経常費用(ロ)	414,383 千円						
	営業損益	△ 146,757 千円	営業外損益	1,923 千円	経常損益	△ 144,834 千円						
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		1,563,461.8 km			経常収支率		65.04 %					
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送											
	営業収益	273,955 千円	営業外収益	3,221 千円	経常収益(イ')	277,176 千円						
	営業費用	409,737 千円	営業外費用	1,579 千円	経常費用(ロ')	411,316 千円						
	営業損益	△ 135,782 千円	営業外損益	1,642 千円	経常損益	△ 134,140 千円						
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		1,557,070.7 km			経常収支率		67.38 %					
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送											
	営業収益	396,339 千円	営業外収益	4,945 千円	経常収益(イ'')	401,284 千円						
	営業費用	471,782 千円	営業外費用	1,957 千円	経常費用(ロ'')	473,739 千円						
	営業損益	△ 75,443 千円	営業外損益	2,988 千円	経常損益	△ 72,455 千円						
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		1,986,320.4 km			経常収支率		84.70 %					
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)												
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+(c÷b)-1)÷2 = d								
北北海道	238 円 .50 銭	264 円 .16 銭	265 円 .04 銭	5.54 %								
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%								
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。												
2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益												
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×{1+(d÷2)} ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ								
北北海道	279 円 .92 銭	301 円 .77 銭	279 円 .92 銭	172 円 .40 銭								
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭								
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合												
補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入 入れ部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点							
北北海道	1	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	293 日	1,465.0 回	往 11.6km (平均) 復 11.6km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	100.000 %	16,994.0km
北北海道	2	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	293 日	879.0 回	往 24.2km 復 24.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.000 %	21,271.8km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		38,265.8km
補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:フ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (本又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ		
北北海道	1	4,756,960円	23円.66銭	402,079円	4,354,881円	4,354,881円	4,354 千円	2,177.0 千円				
北北海道	2	5,954,402円	16円.39銭	348,645円	5,605,757円	5,605,757円	5,605 千円	2,802.5 千円				
		円		円	円	円	千円	千円				
		円		円	円	円	千円	千円				
		円		円	円	円	千円	千円				
合 計		10,711,362円		750,724円	9,960,638円	9,960,638円	9,959 千円	4,979 千円	3,497 千円	3,497 千円		

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラー=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北海道	1	4,354,881円										
北海道	2	5,605,757円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		9,960,638円	6,463,638円	円	%	6,497,633円	100.5%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準にて 該当する要件 (別表7のみ)
新得町	北海道拓殖バス株式会 社	(1)新得市街地線	2,184.5 千円	4,767 千円		乗合バス型	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
	北海道拓殖バス株式会 社	(2)屈足地区線	2,582.5 千円			乗合バス型	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
合 計				4,767 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,497 千円					
								国庫補助 上限額 (千円)	3,497 千円

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかにについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	北海道拓殖バス株式会社	平成31年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	266,566 千円	営業外収益	2,983 千円	経常収益(イ)	269,549 千円
	営業費用	413,323 千円	営業外費用	1,060 千円	経常費用(ロ)	414,383 千円
	営業損益	△ 146,757 千円	営業外損益	1,923 千円	経常損益	△ 144,834 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		1,563,461.8 km			経常収支率	65.04 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	273,955 千円	営業外収益	3,221 千円	経常収益(イ')	277,176 千円
	営業費用	409,737 千円	営業外費用	1,579 千円	経常費用(ロ')	411,316 千円
	営業損益	△ 135,782 千円	営業外損益	1,642 千円	経常損益	△ 134,140 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		1,557,070.7 km			経常収支率	67.38 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	396,339 千円	営業外収益	4,945 千円	経常収益(イ'')	401,284 千円
	営業費用	471,782 千円	営業外費用	1,957 千円	経常費用(ロ'')	473,739 千円
	営業損益	△ 75,443 千円	営業外損益	2,988 千円	経常損益	△ 72,455 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		1,986,320.4 km			経常収支率	84.70 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{\text{d}} =$
北北海道	238 円 .50 銭	264 円 .16 銭	265 円 .04 銭	5.54 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) \div 2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	279 円 .92 銭	301 円 .77 銭	279 円 .92 銭	172 円 .40 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入 入れ部分以外の キロ程の比率 ($\text{チ}-(\text{リ}+\text{ヌ}) \div \text{チ}=\text{ル}$)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点											
								チ	リ	ヌ	チ	リ	ヌ			
北北海道	1	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	294 日	1,470.0 回	往 11.6km 復 11.6km	(平均)	往 km 復 km	(平均)	往 km 復 km	(平均)	往 km 復 km	100.000 %	17,052.0km
北北海道	2	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	294 日	810.0 回	往 24.2km 復 24.2km		往 km 復 km		往 km 復 km		往 km 復 km	100.000 %	19,602.0km
						日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	%	km
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	35.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			36,654.0km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	1	4,773,195円	23円.66銭	403,451円	4,369,744円	4,369,744円	4,369 千円	2,184.5 千円		
北北海道	2	5,486,991円	16円.39銭	321,277円	5,165,714円	5,165,714円	5,165 千円	2,582.5 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合 計		10,260,186円		724,728円	9,535,458円	9,535,458円	9,534 千円	4,767 千円	3,497 千円	3,497 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×マ-カ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北海道	1	4,369,744円										
北海道	2	5,165,714円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		9,535,458円	6,038,458円	円	%	6,038,458円	100.0%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新得町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	6,653
交通不便地域	6,653

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,653	新得町全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,653	$6653人 \times 150 \times 1 + 250万円 = 3497千円$	3,497 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)